

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

なし

(発行年 / Year)

1910

庶第 二九三 一 号 二

土地建物貸借敷金、関元慣例取柄申

本年七月一日、西第 二八号、ヨリテ内務書記及リ、
移借有之候土地建物貸借之敷金、之至元慣例取柄
出處、於テハ善ク貯心横例ノ行ハレ且地方ハ常
テ無之候得共、西年第 部、東年第 部、或テ
分、於テ家屋貸借上ニ限リ、同々敷金ノ入テ習慣
ニ任シ、無ク存リテ、別取柄、同去月、年考、取柄此段
申一也

明後廿五年、ヨリ申

和歌山、品部、沖、空国

内務省、信託井上、越等、殿

内務省

和方山

東西半島西部ノ内一小部ノ模例相

和音山及

一敷金ハ家産貸借ノ限リ之ヲ入ルノ模例ナリ

一敷金ハ利子ヲ付セズ比レバ敷金ヲ入ルハ貸借ニ其

家賃代分カ低廉ナリナリ

一敷金ヲ入ル目的ハ借主家賃等ヲ支拂ハサレ該

金ヲ以テ弁償セシムルトス

一敷金ハ前項ノ外借主ノ返欠ヲ貸主ニ与ヘル

換欠ヲ補償セシムルノ得

一貸借満期ニ至テ借主未ダ其義務ノ并済シ

了ハサレ時ハ貸主ハ敷金ヲ以テ差引其剩餘

ヲ返還ス

内務省